

經濟產業省説明資料

平成27年3月23日
經濟產業省

“守り”を超え、

『サイバーセキュリティ』の産業化へ

新たな価値を“産み出す”源へ。

サイバーセキュリティ基本法(平成26年11月成立) (抄)

(第19条:産業の振興及び国際競争力の強化)

国は、サイバーセキュリティの確保を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性に鑑み、サイバーセキュリティに関連する産業が雇用機会を創出することができる成長産業となるよう、新たな事業の創出並びに産業の健全な発展及び国際競争力の強化を図るため、サイバーセキュリティに関し、先端的な研究開発の推進、技術の高度化、人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化及び新たな事業の開拓、技術の安全性及び信頼性に係る規格等の国際標準化及びその相互承認の枠組みへの参画その他の必要な施策を講ずるものとする。

世界最先端IT 国家創造宣言 (抄)

(サイバーセキュリティ)

サイバー攻撃が現実のものとなるなどサイバー空間を取り巻くリスクが深刻化し、我が国の安全保障・危機管理に影響を及ぼすとともに、国際的な競争力を揺るがし、国民に多大な不安をもたらすおそれが生じている。

このような中、「世界最高水準のIT 社会」の実現を目指す我が国において、サイバーセキュリティの強化は、国家の安全保障・危機管理のみならず、IT・データ利活用の促進等を通じた我が国の産業競争力強化等のためにも不可欠なものである。

したがって、サイバーセキュリティについては、「サイバーセキュリティ戦略」(平成25年6月10日 情報セキュリティ政策会議決定)に基づき、具体的な施策を推進することを通じて、世界を率先する強靱で活力あるサイバー空間を構築することにより「サイバーセキュリティ立国」を実現する。

サイバーセキュリティ戦略（抄） （活力あるサイバー空間の構築）

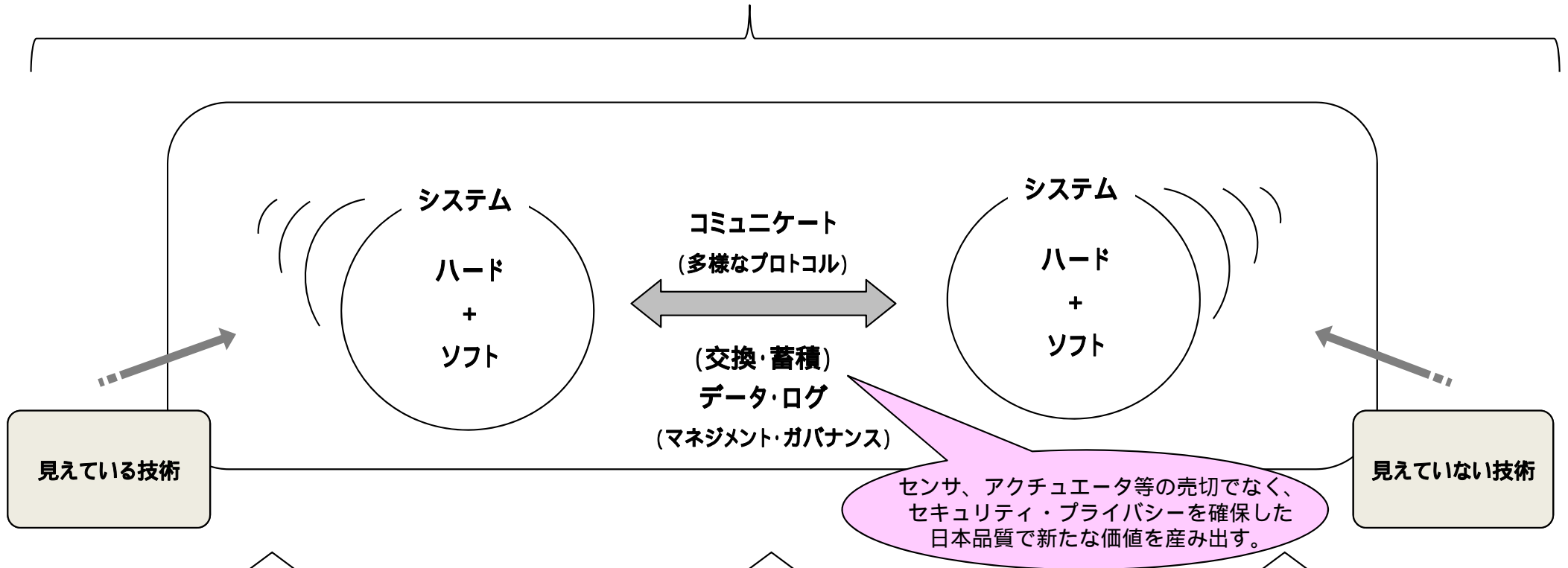
- ・ サイバー攻撃への対応の担い手となる産業の活性化、高度な技術の開発等により、「活力ある」サイバー空間を構築し、サイバー空間を取り巻くリスクに自立的に対応できる創造力・知識力の強化を目指す。

産業活性化

- ・ 海外の技術、サービスや製品への依存度が高い我が国のサイバーセキュリティ産業について、国際競争力の強化が必要。
- ・ 情報通信技術の利活用の裾野拡大による多様な分野におけるサービス革新・生産性の向上や、ビッグデータの活用等による新ビジネスの創出において情報通信技術の利活用が重要となる中、これらと一体となって情報セキュリティ対策に関する高度な技術の研究開発、国際標準化や評価・認証を含んだ制度整備等が必要。
 - 具体的には、M2M等を基盤としたスマートコミュニティ・スマートグリッド、スマートシティやスマートタウンにおける情報セキュリティ関連技術、パーソナルデータ等を利活用した新サービスを促進するための高セキュアなデバイス技術、匿名化・暗号技術、多種多量のデータについてソフトウェアによりネットワーク全体を制御する技術やサイバー空間上の本人確認技術等に関する研究開発等を強化。
- ・ 新たな技術が採用された製品等の調達を政府が積極的に行うことにより、民間企業等における製品開発、実用化や海外市場の獲得等を促進するとともに、ベンチャー企業を育成。
- ・ 情報セキュリティ分野でグローバル競争に対等に伍していくことのできる強い企業を国内に有していく観点から、産業や組織の壁を超えた連携の促進や、潜在力を持つ企業のグローバル展開を支援。

価値の連鎖

(システムのシステム)



セキュアなプラットフォームを構築し価値の連鎖を保証することが必要
(技術・制度・標準化)

検知・寸断

リアルタイム・ダイナミック・自動化

情報共有・人材・実装促進

成果は率先して政府 / 公共調達